堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、堺市・美原町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、堺市・美原町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、 堺市・美原町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議し、 又は調整するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、幹事会は、堺市及び美原町の合併に必要な事項について、 協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

- 第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

- 第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 幹事会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の要請により、又は幹事長が 必要に応じて随時開催する。
- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要と認めるときは、会議で協議し、又は調整する案件に関係のある幹事 のみで会議を開催することができる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報告)

- 第8条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。 (庶務)
- 第9条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(関係者の出席)

第10条 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、 幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月18日から施行する。

別表(第3条関係)

団体区分	職名	氏名
堺市	助役	内原達夫
		伏 見 弘 之
	収入役	藤森正熹
	水道事業管理者	村田洋
	教育長	髙 橋 一 德
	技監	長 瀬 龍 彦
	市長公室長	指 吸 明 彦
	市長公室理事(政策担当)	木戸唯博
	市長公室理事	池 川 哲 彦
	総務局長	高 橋 保
	財政局長	田中豊
	市民人権局長	宇都保靖彦
	環境局長	山 田 修 司
	健康福祉局長	向 井 健 次
	産業振興局長	松 田 昭
	建築都市局長	金 田 明
	建設局長	本 池 照 藏
	水道局長	石 﨑 享 彦
	教育次長(管理担当)	靍 間 健 一
	教育次長(指導担当)	道浦勁
	議会事務局長	木 下 憲 彦
	堺市高石市消防組合消防長	井 上 壽 一
美原町	助役	野田博
	助役	松川安治
	収入役	永 田 智
	教育長	福永正博
	総務部長	藤戸誠司
	住民文化部長	岡本憲一
	保健福祉部長	竹口耕一
	都市整備部長	舟 橋 孝 郎
	教育次長	奥 野 信 行
	議会事務局長	小 谷 武 司
	水道事業所長	北野順三
	消防長	柳本正美